一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　田代川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　鳥取県東伯郡三朝町大字田代七四一番地一
内二等三角点田代を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二七二度一〇分六秒　一六一・五八五メートルの地点　一号
標柱一号から二八度五七分三六秒　一三・二三八メートルの地点　二号
標柱二号から七〇度三二分四八秒　五二・六一六メートルの地点　三号
標柱三号から一五五度四分三五秒　九・二九〇メートルの地点　四号
標柱四号から二〇三度五八分三九秒　二八・四二二メートルの地点　五号
標柱五号から九九度一七分三六秒　二二・五七一メートルの地点　六号
標柱六号から一二八度八分二七秒　二四・七三一メートルの地点　七号
標柱七号から一二六度七分四一秒　一八・〇二八メートルの地点　八号
標柱八号から一三九度三〇分三六秒　五・〇八一メートルの地点　九号
標柱九号から一三四度二三分八秒　一八・〇七〇メートルの地点　十号
標柱十号から一三八度三分四秒　一三・一五二メートルの地点　十一号
標柱十一号から一三度五九分五七秒　一九・六九九メートルの地点　十二号
標柱十二号から八九度四七分二四秒　五・一八六メートルの地点　十三号
標柱十三号から一七〇度二九分三〇秒　五・三一五メートルの地点　十四号
標柱十四号から一三二度五二分五三秒　八・〇一五メートルの地点　十五号
標柱十五号から一二五度二七分一〇秒　一〇・五〇五メートルの地点　十六号
標柱十六号から一〇五度一九分四一秒　一一・四五九メートルの地点　十七号
標柱十七号から一一七度五四分二二秒　一〇・〇一二メートルの地点　十八号
標柱十八号から一三九度一二分一三秒　三一・六二二メートルの地点　十九号
標柱十九号から一一五度五二分七秒　一五・四一八メートルの地点　二十号
標柱二十号から一六六度六分五秒　一三・二一八メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二四七度一二分一三秒　一一・五〇六メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一七一度二五分一〇秒　五・一〇七メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一四一度二九分五五秒　二八・七五八メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一七四度四二分二八秒　七・三七二メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から三〇二度三一分一六秒　三九・七六七メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から三三三度一二分四五秒　八・一七四メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から三四七度三七分二七秒　四・五五四メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から五九度一六分四五秒　九・六六四メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から三四四度四分二一秒　四・八二一メートルの地点　三十号
標柱三十号から二九二度三九分二九秒　二六・二四七メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から二六二度〇分五〇秒　一〇・九六九メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から三〇八度五九分八秒　二六・七七二メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二七九度〇分二四秒　二八・五三四メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から二七三度三三分八秒　四九・二九〇メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から三〇九度一八分八秒　一〇・〇〇〇メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から三一八度一七分〇秒　九・六一八メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から三二五度三八分五七秒　四五・〇九八メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から二八五度二〇分二九秒　一〇・五九五メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から二二一度四〇分五秒　一〇・五七三メートルの地点　四十号
標柱四十号から二六九度三六分一〇秒　四・四七〇メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から三〇二度五七分一三秒　一七・七三七メートルの地点　四十二号

○国土交通省告示第千三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十三日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　涸沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県南魚沼市清水字清水入国有林
一四九林班　と小班　一号から九号まで
　へ小班　十号及び十一号
　ぬ[2]小班　十二号及び十三号
　よ[1]小班　十四号から二十七号まで
　た[1]小班　二十八号から三十号まで

○海上保安庁告示第二百十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年十月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三五度六分東経一三八度三六分四二秒、北緯三五度東経一三八度三六分四二秒、北緯三四度五三分東経一三八度三分四二秒、北緯三四度五三分東経一三八度一分四二秒、北緯三四度四八分東経一三八度一分四二秒、北緯三四度四八分東経一三八度三分四二秒、北緯三四度五二分東経一三八度三分四二秒、北緯三四度五二分東経一三八度五分四二秒、北緯三四度五三分東経一三八度五分四二秒、北緯三四度五三分東経一三八度六分四二秒、北緯三四度五二分東経一三八度六分四二秒、北緯三四度五二分三〇秒東経一三八度二八分一八秒、北緯三四度三五分東経一三八度二八分一八秒、北緯三四度三五分東経一三八度四四分一八秒、北緯三五度六分東経一三八度四四分一八秒の各点で囲まれる海域
(ロ)　北緯三五度東経一三九度一三分の地点を中心とする半径二海里の円によって囲まれる海域
(ハ)　北緯二七度、北緯二八度、東経一二六度三〇分、東経一二七度三〇分の各経緯度線で囲まれる海域
(ニ)　北緯二八度一五分、北緯二八度二五分、東経一二七度三五分、東経一二七度五五分の各経緯度線で囲まれる海域
(ホ)　北緯二四度四五分、北緯二五度、東経一二三度四五分、東経一二四度の各経緯度線で囲まれる海域
(ヘ)　北緯二四度四八分東経一二二度三八分、北緯二四度五五分東経一二二度四五分、北緯二四度五二分東経一二二度三八分の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十三年十月十四日から平成二十三年十一月十二日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　三管区水路通報第三十八号（平成二十三年九月三十日発行）、十管区水路通報第三十八号（平成二十三年十月七日発行）、十一管区水路通報第四十号（平成二十三年十月七日発行）

○東北地方整備局告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月十三日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　山形県
二　都市計画事業の種類及び名称　長井都市計画道路事業三・四・十号桐町成田線
三　事業施行期間　自平成二十三年十月十三日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　山形県長井市本町一丁目及び二丁目並びに栄町地内
　使用の部分　なし